

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県東広島市西条町上三永348番地の14  
 氏 名 有限会社 トラスト  
 代表取締役 繁光 勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 平成 30 年 6 月 20 日  
 許可の有効年月日 平成 35 年 6 月 19 日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

中間処理（選別・破碎、破碎、固化、焼成、圧縮梱包）

### 産業廃棄物の種類

**【選別・破碎】** 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃石膏ボードを含み、廃プリント配線板、廃プラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

**【破碎】** 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃プラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

**【固化】** 汚泥（無機性に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを含み、廃プラウン管、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

**【焼成】** ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含み、廃プラウン管、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

**【圧縮梱包】** 廃プラスチック類、紙くず及び繊維くず（これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年7月13日 更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

<裏面記載事項>

事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

ア 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-29 外 4 筆 平成 15 年 5 月 14 日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。)及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。)  
441.6 m<sup>3</sup>/日

イ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587-1 平成 25 年 9 月 30 日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。)及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。)  
504 m<sup>3</sup>/日

ウ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-12 外 6 筆、宇丸岡 139 平成 28 年 6 月 30 日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。)及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。)  
345.6 m<sup>3</sup>/日

(2) 選別・破碎施設

広島県東広島市西条町上三永字道面 600 平成 17 年 3 月 31 日設置

処理能力 廃石膏ボード 4.8 t/日

(3) 破碎施設

ア 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 137-1 平成 15 年 5 月 14 日設置

処理能力 廃プラスチック類(硬質系) 2.4 t/日、金属くず 6.4 t/日、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)・陶磁器くず 10.4 t/日

イ 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 129 平成 15 年 5 月 14 日設置

処理能力 紙くず、木くず及び繊維くず 5 t/日

ウ 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 137-1 平成 17 年 2 月 25 日設置

処理能力 廃プラスチック類(軟質系) 4.83 t/日

エ 移動式(主な設置場所: 広島県東広島市西条町上三永字道面 587-5) 平成 21 年 7 月 2 日設置

処理能力 がれき類 680 t/日 平成 21 年 6 月 26 日許可 A05056

(4) 固化施設

広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-38 平成 20 年 8 月 11 日設置

処理能力 汚泥及び廃石膏ボード 56 m<sup>3</sup>/日

(5) 焼成施設

広島県東広島市西条町上三永字道面 600 平成 21 年 9 月 3 日設置

処理能力 廃石膏ボード 4.8 t/日

(6) 圧縮梱包施設

広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-30 平成 29 年 10 月 25 日設置

処理能力 廃プラスチック類 160.48 t/日、紙くず 152.24 t/日、繊維くず 92.24 t/日

(7) 保管施設

ア 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-2,3,4 316.9 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。)及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 保管上限 429.8 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 3.5m

イ 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 137-1 25 m<sup>2</sup> ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)・陶磁器くず 保管上限 10.4 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.25m

ウ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-6,7 18 m<sup>2</sup> 金属くず 保管上限 18 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1 m

エ 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 137-1, 同字道面 606-1 146 m<sup>2</sup> 廃石膏ボード 保管上限 148 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 3m

オ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-23,129 168.8 m<sup>2</sup> 木くず 保管上限 147.5 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2m

カ 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 137-1 7.5 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類(軟質系) 保管上限 2.6 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 0.5m

キ 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 137-1 36 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類(硬質系) 保管上限 29 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.3m

- ク 広島県東広島市西条町上三永字道面 600 11 m<sup>2</sup> 紙くず及び繊維くず 保管上限 7.7 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.4m
- ケ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348・4,5,6 147 m<sup>2</sup> がれき類 保管上限 140 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2m
- コ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348・5,6,7,8 265 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。)及びがれき類 保管上限 305 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2.3m
- サ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348・8,9 139.7 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。) 及びがれき類 保管上限 135 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2m
- シ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348・38,39 54 m<sup>2</sup> 汚泥 保管上限 135 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2.5m
- ス 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348・29,30 136.0 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。) 及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 保管上限 114.7 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2.0m
- セ 広島県東広島市西条町上三永字道面 600 16 m<sup>2</sup> 廃石膏ボード(焼成前) 保管上限 16 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1m
- ソ 広島県東広島市西条町上三永字道面 600 12.1 m<sup>2</sup> 廃石膏ボード(焼成後) 保管上限 12.1 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1m
- タ 広島県東広島市西条町上三永字道面 600 7.0 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類 保管上限 7.0 m<sup>3</sup> 容器保管
- チ 広島県東広島市西条町上三永字道面 600 4.0 m<sup>2</sup> 廃石膏ボード(焼成前) 保管上限 4.0 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1m
- ツ 広島県東広島市西条町上三永字道面 600 4.0 m<sup>2</sup> 廃石膏ボード(焼成後) 保管上限 4.0 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1m
- テ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 311.6 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。) 及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 保管上限 392.7 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 3.0m
- ト 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 15.4 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。) 及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 保管上限 4.8 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 0.8m
- ナ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1,602 89.1 m<sup>2</sup> がれき類 保管上限 58.6 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.85m
- ニ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・5,600 628.9 m<sup>2</sup> がれき類 保管上限 914.8 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 4.5m
- ヌ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 6.0 m<sup>2</sup> 紙くず, 木くず, 繊維くず 保管上限 4.0 m<sup>3</sup> 容器保管
- ネ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 86.8 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。) 及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものは限る。) 保管上限 60.1 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.75m
- ノ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 6.0 m<sup>2</sup> 紙くず, 木くず, 繊維くず 保管上限 4.0 m<sup>3</sup> 容器保管
- ハ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 3.8 m<sup>2</sup> 金属くず 保管上限 1.7 m<sup>3</sup> 容器保管
- ヒ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 55.1 m<sup>2</sup> がれき類 保管上限 34.0 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.8m
- フ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348・13,14 25 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。) 及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 保管上限 25.2 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.4m
- ヘ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 227.3 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。) 及びがれき類の混合物(工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 保管上限 263.3 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 3m
- ホ 広島県東広島市西条町上三永字丸岡 137・1 1.9 m<sup>2</sup> 木くず(選別後) 保管上限 2.1 m<sup>3</sup> 容器保管
- マ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 6.0 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 繊維くず, がれき類 保管上限 4.0 m<sup>3</sup> 容器保管
- ミ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587・1 8.0 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 紙くず 保管上限 8.0 m<sup>3</sup> 容器保管

- ム 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 347-6,348-27,28,29 84.3 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 62.4 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.75m
- メ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-29 45.0 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 22.9 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.25m
- モ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-31,32 6.4 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 3.2 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1m
- ヤ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-33 75.6 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 64.6 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2m
- ユ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 129 6.0 m<sup>2</sup> 繊維くず 保管上限 4.0 m<sup>3</sup> 容器保管
- ヨ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 129 1.2 m<sup>2</sup> 紙くず 保管上限 1.0 m<sup>3</sup> 容器保管
- ラ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587-1 142.1 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 125.6 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 2.25m
- リ 広島県東広島市西条町上三永字道面 587-1 12.7 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 9.9 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.55m
- ル 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-15,16,17 91 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 65.3 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.75m
- レ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-12 外4筆 91 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）及びがれき類の混合物（工作物の改築又は除去に伴って生じたものに限る。）保管上限 65.3 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 1.75m
- ロ 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯 348-29,30 240 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 保管上限 288.0 m<sup>3</sup> 積み上げ高さ 3.00m

以下余白

NO COY

